

# TOKYO

2021  
夏号  
Vol.311

## 特集

2022年6月 制度改定

## 団体生命共済

### は生まれ変わります

2022年6月 団体生命共済制度改定

こくみん共済〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

東京推進本部

(東京労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。  
「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

本誌『労済だより Tokyo』は主に  
こくみん共済 coop の協力団体向け  
に発行されている情報誌です。



2022年6月

# 団体生命共済は生まれ変わります

制度改定

## はじめに 組合員の世帯の多様化

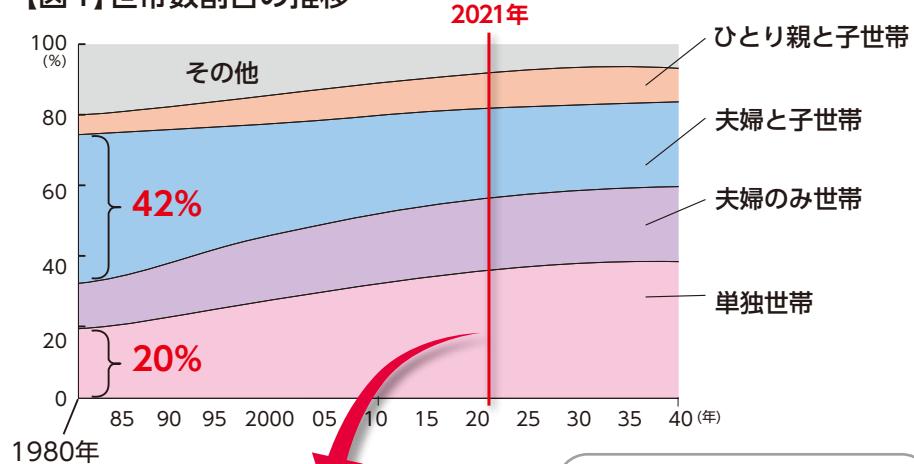
日本は単独世帯化が急速に進んでおり、全体の36%が単独世帯となりました。結婚している世帯は50%を切り、そのうち夫婦のみ世帯が21%、夫婦と子世帯が26%です。ひとり親と子世帯も増えていて9%です。つまり、闘病が長期化したとき、支えてくれる家族がないという世帯が増えていると考えられます。



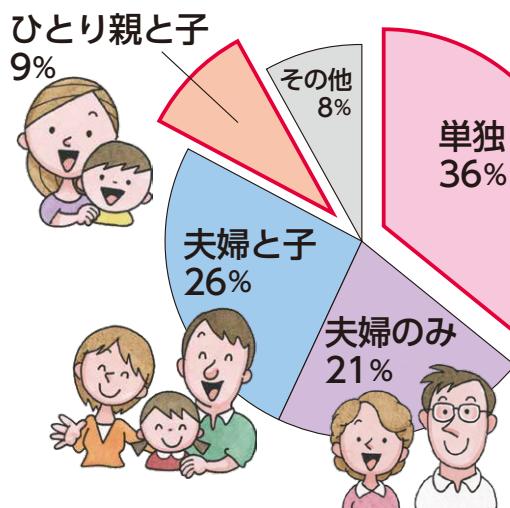
特にがんやうつなどの疾病では長期にわたる費用が問題になります。

団体生命共済はかつてモデル世帯とされた夫婦と子世帯(現在わずか26%)を対象として死亡保障を中心に組み立てられた保障制度でしたが、世帯の多様化に対応すべく、この度、改定を行いました。ポイントは次の3点です。

【図1】世帯数割合の推移



【図2】現在の世帯数割合(2021年)



単独世帯やひとり親と子世帯では闘病が長期化した時  
 ①支えてくれる家族がない不安  
 ②所得減少の不安  
 があります。



## 団体生命共済 改定のポイント

- ポイント1 長期化する闘病(がん等)の治療費に対して → **新がん等重度疾病診断一時金特約**
- ポイント2 長期化する闘病(がん等)の収入減に対して → **休業保障特約**
- ポイント3 長寿化等を鑑み、より手頃な掛け金に引き下げを

長期化する病気といえば「がん」が代表格ですが、その実態についてみていきましょう。



# 長期療養することになったら

働いている世帯ががんにかかるケースについて、「東京都がん医療等に係る実態調査」からデータをみていきましょう。

## 現役世代と「がん」の実態

### がんの診断時の状況

「東京都がん医療等に係る実態調査」結果によると現役世代でがんと診断された時点における平均年齢は**54.7歳**です。

女性の場合は特に40代での罹患者が多く、**40代50代で全体の70%**になります。



診断されたときは  
平均で **54.7歳**

### がんの種類

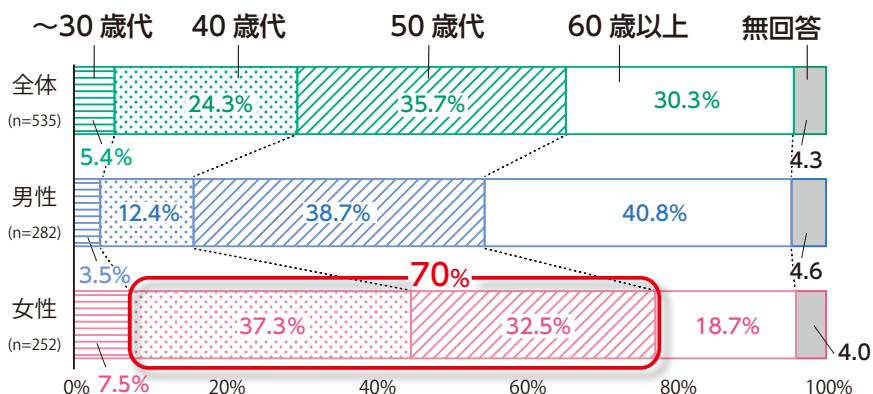
男性の場合は「肺がん」が最も多く19.9%、女性の場合は「乳がん」が最も多く45.6%となっています。**5大がん**といわれる胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんで**全体の65%以上**を占めています。

### がんの治療

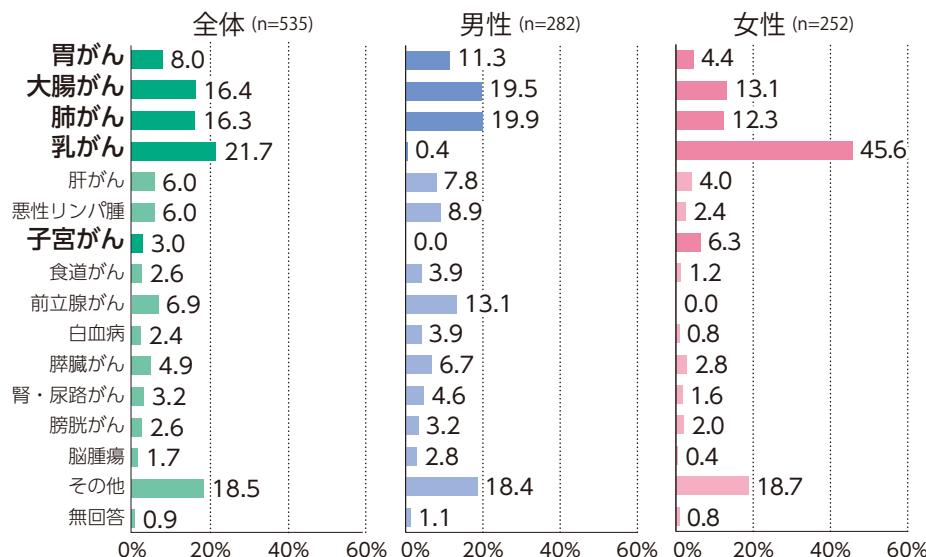
進行度が進むと、「手術」の割合が低くなり、「薬物療法(化学療法)」の割合が高くなっています。これらは公的保険適用となる**標準治療**です。

### 【図3】がんの診断時の年齢

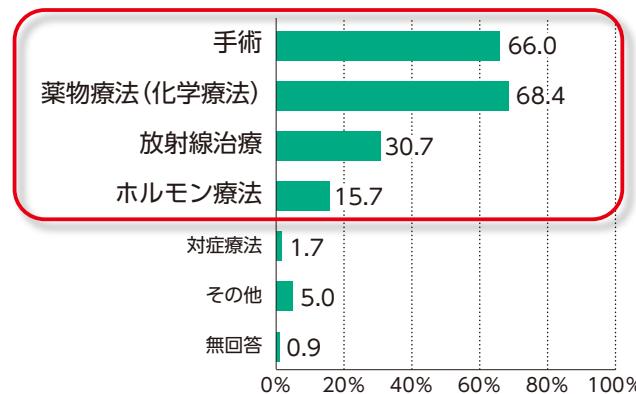
(治療や経過観察を受けている患者のうち、がん確定診断後6カ月以降の患者で確定診断時に就労していた方が対象)



### 【図4】がんの種類



### 【図5】受けている／受けた治療



**標準治療**

では、実際がんの治療費にいくらかかるのでしょうか？  
事例とあわせてみていきましょう。



# がん治療にいくらかかるのか

## 標準治療は保険適用

がんの治療方法は、公的保険適用となる「標準治療」と、保険適用外の「先進医療」「自由診療」があります。

「標準治療」は科学的な根拠に基づいて最適とされている治療です。上中下で表現すると、上に位置づけられる最前線の療法です。「標準治療」の自己負担は3割(現役世代)です。

さらに、高額療養費の対象にもなりますので、治療費については一般に思われているより安価になります。「標準治療」には①手術療法(外科療法)②薬物療法(化学療法)③放射線療法の3種類があり、これらを**三大療法**と呼びます。

ではここで、がんのうち男性で最も多い肺がんと、女性で最も多い乳がんについて具体的な事例をみていきましょう。

【図6】治療にかかる費用の内訳

病院に支払うお金							その他						
保険適用			保険適用外										
三大療法			入院	外来診療	リハビリテーション	食事療法費	差額ベッド代	証明書発行	先進医療	通院交通費	医療用のかつら	お見舞いのお礼	補完代替医療
検査	①手術療法	②薬物療法	③放射線療法							ホルモン療法も ココ			



「標準治療」は大きく分けて三大療法に区分されます。

保険適用なので自己負担は3割(現役世代)です。

さらに高額療養費の対象となります。

## 免疫チェックポイント阻害療法

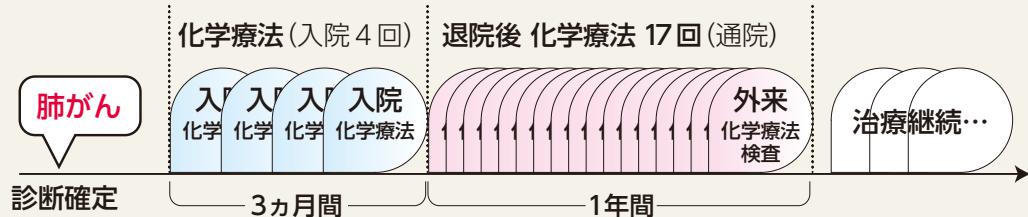
免疫チェックポイント阻害療法は、薬による治療のため、②薬物療法でもあります。免疫にブレーキをかける物質を邪魔して免疫を活性化し、体の免疫機能を高める治療法です。「効果が証明された免疫療法」は、まだ一部に限られていて、治療法や薬ごとにがんの種類も限られているものの、保険適用となります。



Cさん  
身長 170 cm  
体重 60 kg

## 事例 肺がんの場合

治療： 化学療法(シスプラチナ+ペメドレキセド)3週間1サイクル×4回  
退院後1年間は3週間ごとに外来で化学療法(ペメドレキセド)と定期検査(血液、胸部X線)。効果があるうちは継続



	治療費総額	自己負担(3割)
化学療法(入院3週間1サイクル×4回)	800,000円	240,000円
化学療法+定期検査(3週間毎外来17回)	7,000,000円	2,100,000円
合計	7,800,000円	2,340,000円

$$\begin{array}{rcl} \text{自己負担額} & 240,000\text{円} & \div 3\text{ヶ月} = 80,000\text{円} \text{ (高額療養費対象外)} \\ \text{自己負担額} & 2,100,000\text{円} & \div 12\text{ヶ月} = 175,000\text{円} \text{ (高額療養費対象)} \\ \text{月あたり医療費総額} & 7,000,000\text{円} & \div 12\text{ヶ月} = 583,333\text{円} \text{ (12ヶ月間の月平均*1)} \end{array}$$

1ヵ月目	(高額療養費対象外)	80,000円
2ヵ月目	(高額療養費対象外)	80,000円
3ヵ月目	(高額療養費対象外)	80,000円
4ヵ月目	80,100円 + (583,333円 - 267,000円) × 1%	= 83,263円
5ヵ月目	80,100円 + (583,333円 - 267,000円) × 1%	= 83,263円
6ヵ月目	80,100円 + (583,333円 - 267,000円) × 1%	= 83,263円
7ヵ月目	(高額療養費多数回該当)	44,400円
⋮	⋮	⋮
15ヵ月目	(高額療養費多数回該当)	44,400円

最終的な自己負担 889,390円

100万円  
以内

\*1 毎月の費用は正確にはわからないため、毎月均等額を自己負担したものとして計算



## 事例 乳がんの場合

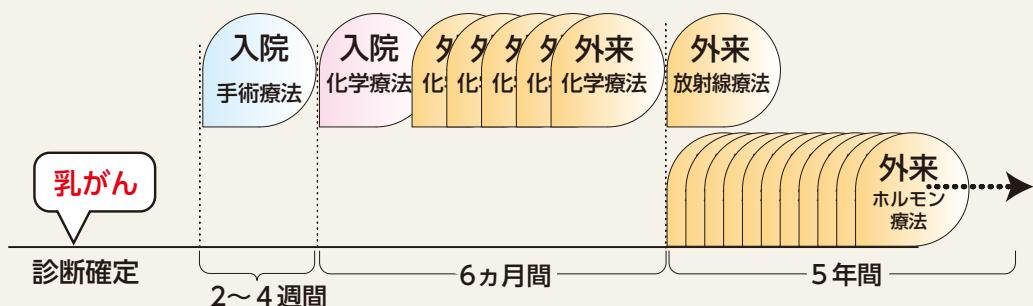
治療：手術療法（乳房切除術+腋下リンパ節郭清）

術後化学療法（AC療法）3週間ごとに4サイクル→パクリタキセル毎週12サイクル

術後放射線治療25回/50Gy

術後1年間ホルモン療法として毎日内服薬（アストロゾール）を服用

Aさん  
身長 150 cm  
体重 60 kg



	治療費総額	自己負担 (3割)
手術（入院）	980,000円	294,000円
術後化学療法（初回のみ入院）+放射線治療（外来）	340,000円	102,000円
ホルモン療法（外来）	1,100,000円	330,000円
合計	2,420,000円	726,000円

自己負担額 294,000円 (高額療養費対象)

自己負担額 102,000円 ÷ 7ヵ月 = 14,571円 (高額療養費対象外<sup>※1</sup>)

自己負担額 330,000円 ÷ 60ヵ月 = 5,500円 (高額療養費対象外<sup>※1</sup>)

1ヵ月目 80,100円 + (980,000円 - 267,000円) × 1% = 87,230円

2ヵ月目～7ヵ月目 (高額療養費対象外) 14,571円

8ヵ月目 (高額療養費対象外) 14,571円 + 5,500円 = 20,071円

9ヵ月目～67ヵ月目 (高額療養費対象外) 5,500円

最終的な自己負担 519,227円

100万円  
以内

※ 1 毎月の費用は正確にはわからないため、毎月均等額を自己負担したものとして計算

事例を2つ紹介しましたが、5大がんにおいて  
標準治療（特に三大療法）の最終的な自己負担が  
100万円を超えることはめったにありません。

…しかし、このように通院がメインの治療となった場合、入院共済金や手術共済金からなる従来の医療保障では十分な給付を得られません。

そこで、今回がん等の治療費に十分備えるための特約を新設いたしました。



新設

## 新がん等重度疾病診断一時金特約

がん・急性心筋梗塞・脳卒中などの所定の重度疾病において、診断確定された場合などに100万円\*の診断一時金をお支払いします。

\*新がん等重度疾病診断一時金特約10口加入の場合

### ポイント1 一時金100万円が「2年に1回を限度」に無制限



### ポイント2 がんの病歴がある組合員も加入できます



つまり、**自己防衛の難しい仲間**(単独世帯、ひとり親と子世帯の組合員)をたすけあうことで、がん等に罹患した際、全員を守ることができます制度になりました。

…しかし闘病が長期化すると、治療費のほかに働けない期間や短時間勤務による収入減少という問題が発生します。

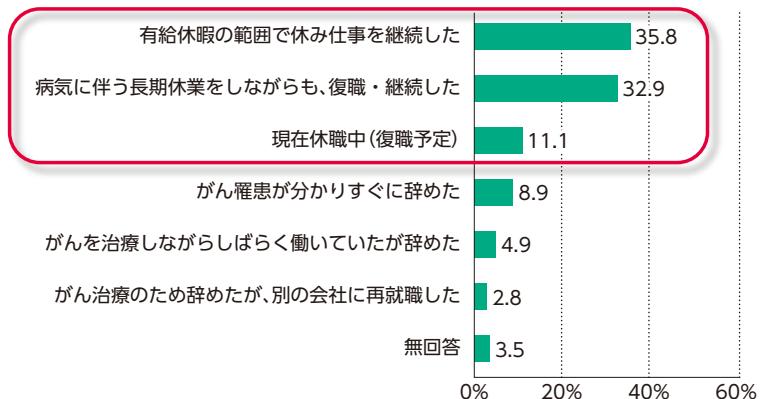


# がんと仕事について

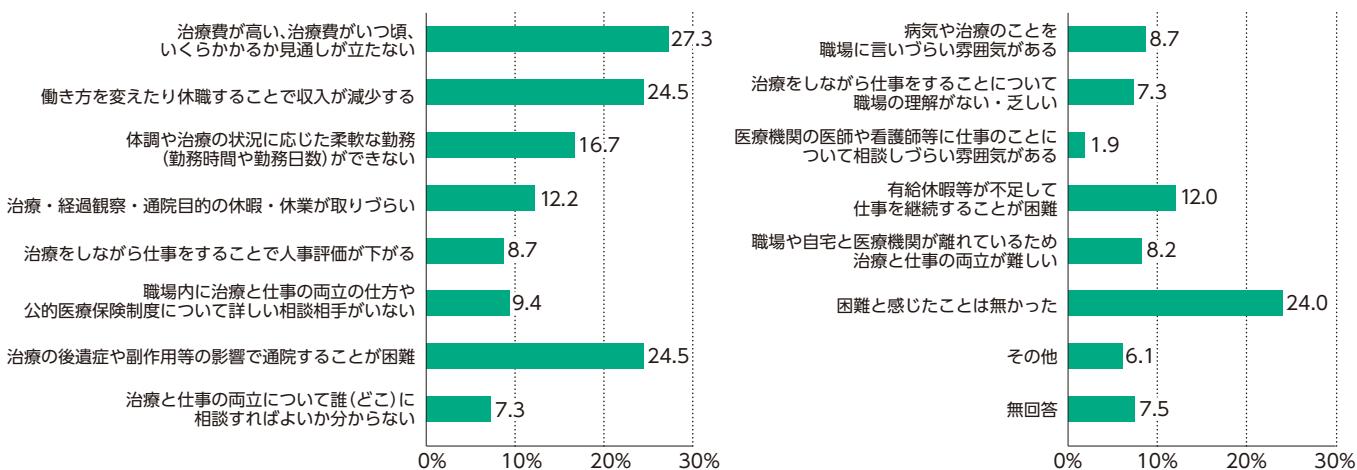
がん罹患が分かった時点で働いていた人のその後の就労状況は、全体の約8割が治療と仕事を両立していることがわかりました。

治療と仕事を両立している人の多くが、「治療費が高い」もしくは「治療費の見通しが立たない」といったことや、働き方を変える、休職による収入減少などの経済的な事由により両立が困難であったとしています。

【図7】がん罹患が分かった後の就労状況



【図8】治療と仕事の両立にあたり困難であったこと



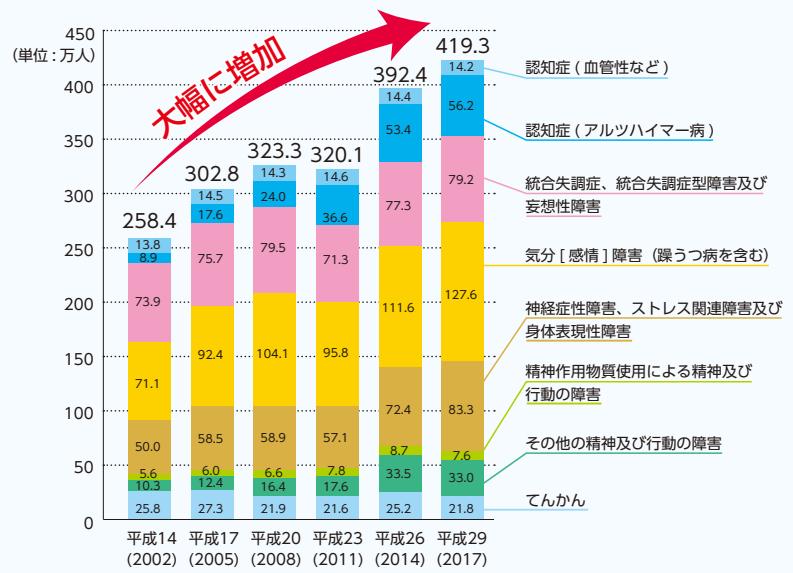
出典 図7・8:東京都福祉保健局 平成31年3月「東京都がん医療等に係る実態調査」

## Column 精神疾患と仕事について

うつ病をはじめとした精神疾患による患者数は、近年大幅に増加しており、平成26年は392万人、平成29年では400万人を超えていました<sup>※1</sup>。また統合失調症のように長期化しやすい疾患も多く、在院期間では精神疾患全体の7割以上が半年を超えるという調査結果もあります<sup>※2</sup>。

ある企業へのアンケート調査の結果によると、メンタルヘルスへの対策を経営・労務管理上の重要課題と考える事業所の割合が72.2%となっており、従業員1,000人以上の事業所のうち77.5%がメンタルヘルスに関する教育・研修制度を実施しているとのことです。精神疾患は近年より身近な疾病として位置づけられてきています<sup>※3</sup>。

精神疾患を有する総患者数の推移 (疾病別内訳) <sup>※1</sup>



出典 ※1 厚生労働省平成29年「患者調査」

※2 令和元年「630調査」

※3 「独立行政法人労働政策研究・研修機構 2012年11月メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査」

# 働けないときにいくら収入が下がるか――――――

会社員、公務員、団体職員としてお勤めの方に限られますが、実際に働けなくなったときの備えとして、公的保障があります。

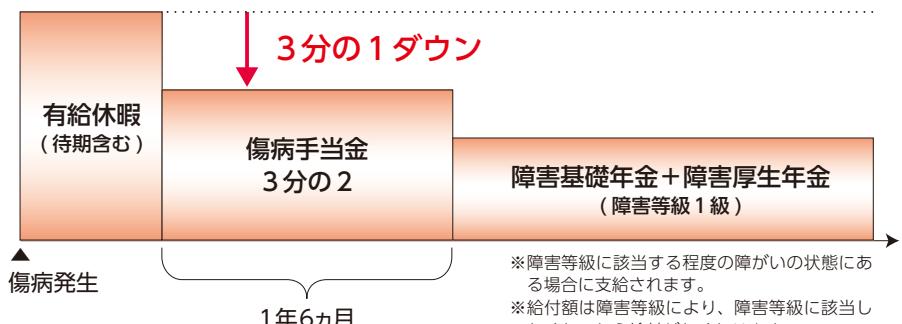
傷病が発生してから、当初のうちは有給休暇等を取得するとします。その後最大1年6ヵ月間は傷病手当金として今の報酬の3分の2の給付が得られます。

減少額としては年収550万円程度の方であれば、1日換算で約5,000円相当額の収入減となります。

さらに、初診日から1年6ヵ月たっても治っていなかった場合、障害等級に該当していると一定条件に応じて給付があります。

【図9】傷病手当金(公的保障、会社員・公務員・団体職員の場合)

年収550万円の場合、日額 約5,000円ダウン



※障害等級に該当する程度の障がいの状態にあ  
る場合に支給されます。  
※給付額は障害等級により、障害等級に該当し  
なくなったら給付がなくなります。

…しかし、傷病手当金等では十分な給付とは  
言えません。そこで、今回長期間闘病する際の  
収入減に備えるための特約を新設しました。



## 休業保障特約

ポイント1 病気やけがにより就業不能状態となった場合の収入減をカバー

この部分をカバーする保障として活用できます

就業不能  
発生!!



ポイント2 入院期間中だけでなく自宅療養期間も保障

ポイント3 うつ病などの精神疾患も対象



つまり、病気(精神疾患を含む)やけがで働けなくなったとき、  
長期で仕事を休まなければならなくなったとき、収入の減少  
を気にせず治療に専念できる制度になりました。



…そして今回、団体生命共済の掛金が引き下げになりますので、これまで見てきたがんや、それらに伴う収入減に  
対応する特約を、少ない負担で付帯することが可能です。



# 掛金引き下げについて

長寿化等を鑑み、基本契約、病気入院特約および新手術特約等の医療保障特約の掛金を平均15～20%程度引き下げました。

表の **■** 部分が、掛金引き下げとなります。

掛金単価(月払)の新旧対照表

□数平均年齢	基本契約		病気入院特約		新手術特約	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
29歳以下	個別計算		個別計算		個別計算	
30歳～34歳	12円	12円	12円	11円	7円	7円
35歳～39歳	17円	15円	14円	13円	8円	7円
40歳～44歳	22円	19円	17円	14円	9円	8円
45歳～49歳	28円	23円	20円	16円	10円	9円
50歳～54歳	42円	33円	27円	20円	12円	11円
55歳～以上	個別計算		個別計算		個別計算	
1□あたりの共済金額	10万円		100円		100円	

## 掛金引き下げに伴う新たな特約の付帯事例

一律加入：基本契約50□=500万円

□数平均年齢<sup>※</sup>：43歳

※共済加入者の加重平均年齢

今回掛金が  
下がったから  
このタイミングで保障を  
充実させよう



差額わずか  
240円で

改定後制度  
2,640円

休業保障日額  
1,000円  
+  
【主な保障内容】  
死亡 500万円  
(事故死亡 1,000万円)  
入院日額 5,000円

現行制度  
2,400円

【主な保障内容】  
死亡 500万円  
(事故死亡 1,000万円)  
入院日額 5,000円

差額わずか  
390円で

改定後制度  
2,790円

がん一時金  
100万円  
+  
【主な保障内容】  
死亡 500万円  
(事故死亡 1,000万円)  
入院日額 5,000円

## こくみん共済

がん保障プラス は  
1,400円なのに  
わずか390円で!!



**ポイント** 制度改定による掛金引き下げの効果を活用して多様化に備えましょう。

組合員の多様化により単独世代が増え、子育て世帯が減る中、「長期化する闘病」と「収入減少」に対する備えのニーズが高まっています。そこで団体生命共済が自己防衛の難しい仲間を守り合う制度に生まれ変わりました。組合員の皆さんに新制度の内容が正しく伝われば、労働組合の本質的な共済として本領を発揮するはずです。



監修 塚原 哲

CFP®認定者

生活経済研究所長野 所長 投資助言・代理業  
登録番号 関東財務局長(金商)第629号

1998年精密機器メーカーの労働組合役員に就任、2001年に労働組合専門のシンクタンク「生活経済研究所長野」を設立、2006年日本FP協会長野支部・支部長、2012年日本FP協会・関東副ブロック長、2014年日本FP協会評議員を歴任。全国で労働組合関連団体のライフサポート活動の立ち上げに従事。

2022年6月

# 団体生命共済 制度改定

団体定期生命共済

- 1 組合員ニーズへの対応
- 2 新たな保障分野の新設
- 3 定年延長など職場の高齢化への対応
- 4 共済掛金等の見直し

## 1 組合員ニーズへの対応

より利用しやすい共済制度とするために、組合員とそのご家族・団体ニーズに応え、保障内容の充実・改善を行います。



### (1) 新がん等重度疾病診断一時金特約 の新設

#### ●がん等重度疾病診断一時金特約からの改善ポイント

- ① 悪性新生物診断共済金、急性心筋梗塞診断共済金および脳卒中診断共済金の支払要件を改善し、複数回払いを可能とします。
- ② 急性心筋梗塞診断共済金および脳卒中診断共済金の支払要件を改善し、所定の手術を受けた場合にも支払対象とします。
- ③ 各診断共済金に適用している発効日から1年間の削減規定に関する取扱いを廃止します。
- ④ 悪性新生物および上皮内新生物の定義を見直します。

※現行のがん等重度疾病診断一時金特約についても、②③④を改定します。

#### ●実施内容

内 容	
被共済者の範囲	共済契約者本人※、配偶者※ ※発効日の年齢が満66歳未満、更新日の年齢が満71歳未満に限ります。
加入限度	100万円

共済金の種類	支払要件	支払額
保障内容	新がん等重度疾病診断一時金特約の発効日または更新日から起算して91日目以後の共済期間中につぎのいずれかに該当したとき。 ①がんに生後はじめて罹患し診断確定されたとき。 ②がんに罹患し診断確定され(①の場合をのぞく)、かつ、そのがんの治療を目的とする入院をしたとき。 ③①②により悪性新生物診断共済金が支払われた後、2年経過後にがんの治療を目的とする入院をしたとき。(2年に1回を限度に無制限)	新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額(以下、共済金額)
	上皮内新生物診断共済金	共済金額×10%
	急性心筋梗塞診断共済金	共済金額×50%
	脳卒中診断共済金	共済金額×50%
	肝硬変診断共済金	共済金額×50%
	慢性膀胱炎診断共済金	共済金額×50%

### (2) 先進医療特約 の新設

先進医療を受けたときに、負担した技術料相当額を保障する特約を新設します。

#### ●実施内容

内 容	
被共済者の範囲	共済契約者本人、配偶者、子ども
加入限度	1,000万円 ※定額で付帯
支払要件	共済期間中に先進医療による療養を受け、つぎのいずれかに該当する場合に先進医療共済金をお支払いします。 ①共済期間中に発生した不慮の事故を原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた先進医療による療養 ②先進医療特約の発効日以後に発病した疾病の治療を目的として受けた先進医療による療養
支払額	共済契約者または被共済者が負担した技術料に相当する金額
削減規定	被共済者が先進医療特約の発効日前に発生した不慮の事故を直接の原因として、または発病した疾病的治療を直接の目的として、先進医療特約の発効日からその日を含めて1年以内に先進医療による療養を受けた場合には、つぎのうちいずれか小さい金額をお支払いします。 ① 20,000円 ② 共済契約者または被共済者が負担した技術料に相当する金額 × 50%
共済掛金	100円(月払掛金)

### (3) 個人賠償責任保障の付帯

個人賠償責任保障を団体生命共済に付帯できるようにします。単独での加入はできません。  
団生慶弔型への付帯はできません。  
※個人賠償責任共済の詳しい保障内容はリーフレット等をご覧ください。



### (4) 質問事項と加入引受基準の一部見直し

- ①高血圧で治療中でも、所定の血圧値の範囲でコントロールされている方など、一定条件のもと加入できるように、加入引受基準を緩和します。  
②解釈に相違が生じないように、質問事項の表現・文言を一部見直します。

## 2 新たな保障分野の提案

### (1) 休業保障特約 の新設

団体内の共助機能の拡充として、病気やけがで働けない状態(就業不能状態)となった場合に、収入の減少や支出の増加による経済的負担を軽減するための保障を新設します。

#### ●休業保障特約の特徴

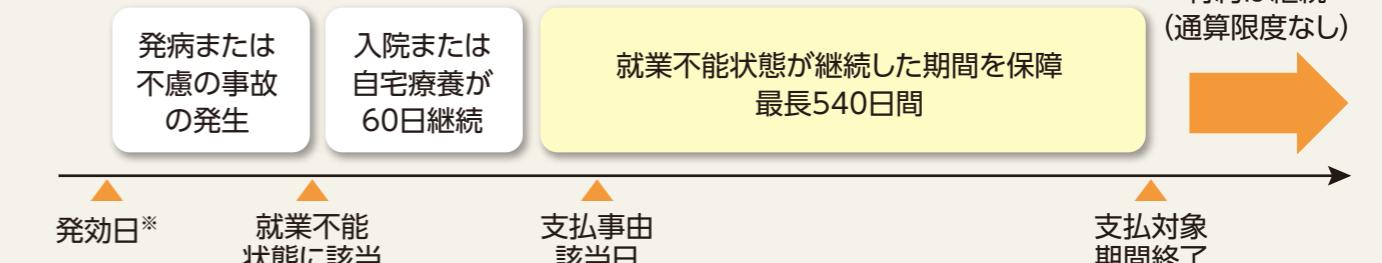
- ① 業務中のけがや、うつ病等の所定の精神障がいによる就業不能状態もお支払対象となります。  
② 就業不能状態であれば、入院期間中や自宅療養中もお支払対象となります。  
※所定の欠勤(休業)証明書の提出が必要です。



#### ●実施内容

	内 容
被共済者の範囲	共済契約者本人 ※発効日または更新日において満66歳未満に限ります。
加入限度	日額5,000円
支払要件	病気やけがにより、共済期間中に就業不能状態(注1)となり、その状態が支払対象外期間(30日または60日、注2)をこえて継続した場合に保障対象期間(360日または540日、注2)中の就業不能状態の期間に対して、休業保障共済金をお支払いします。 (注1) 就業不能状態とは、入院している状態または医師の診断により自宅等において治療に専念している状態をいいます。 (注2) 団体ごとに選択します。
支払額	休業保障特約共済金額 × 保障対象期間中の就業不能期間の日数
削減規定	保障対象期間が休業保障特約の発効日から1年内に開始された場合には、その1年内の就業不能期間に対し、休業保障特約共済金額の50%相当額をお支払いします。
共済掛金	支払対象外期間、保障対象期間によって異なります。 ※詳しくはこくみん共済 coop までお問い合わせください。

#### 特約のしくみ 支払対象外期間60日、保障対象期間540日の場合



## 3 定年延長など職場の高齢化への対応

### (1) 平均年齢が特に高い団体の取扱いの見直し

加入年齢や加入金額に制限を設けている「平均年齢が特に高い団体」の要件を、つぎのとおり一部緩和します。

- ① 構成員のうち満65歳以上の者が5%に達する団体(現行は満60歳以上)  
② 口数平均年齢が55歳以上である団体(現行は50歳以上)

## 4 共済掛金等の見直し

### (1) 基本契約および特約掛金の見直し

#### ●主な改定内容

- ① 基本契約、病気入院特約について、平均15~20%程度引き下げます。  
② がん等重度疾病診断一時金特約について、給付改善等により引き上げます。  
※規定にもとづき共済掛金の割増・割引を適用している場合は原則変更ありません。

#### ●ランク制掛金単価(月払)の新旧対照表 表の [ ] 部分が、掛金引き下げとなります。

口数平均年齢	基本契約		病気入院特約		新手術特約		重度障害支援特約		身体障害特約	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
29歳以下	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算
30歳~34歳	12円	12円	12円	11円	7円	7円	3円	3円	7円	7円
35歳~39歳	17円	15円	14円	13円	8円	7円	3円	3円	10円	10円
40歳~44歳	22円	19円	17円	14円	9円	8円	4円	4円	13円	12円
45歳~49歳	28円	23円	20円	16円	10円	9円	5円	5円	16円	15円
50歳~54歳	42円	33円	27円	20円	12円	11円	6円	5円	20円	18円
55歳以上	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算
1口あたりの共済金額	10万円	100円	100円	100円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円

### (2) 共済年金払特則付・団体生命共済に適用している予定利率の見直し

共済年金払特則付・団体生命共済に適用している予定利率を年1.5%から1.0%に引き下げます。